

大阪府職員採用試験 土木（社会人等【秋季試験】）

第2次試験における「課題分析・提案試験」の課題について

課題分析・提案試験では、以下の課題について、あなた自身の考えを発表していただきます。**別紙の注意事項をよく読んで**、当日に向けて各自準備してください。

課題（土木（「造園分野」を含む。））

道路、河川、公園、下水道、港湾等の都市基盤施設において、国・都道府県・市町村では「老朽化対策」又は「快適なまちづくり」について、様々な施策・取組が行われています。

その施策・取組の中から土木職員としてあなたが重要だと考えるものを一つ選択し、国・都道府県・市町村のホームページ等を参考に、概要をまとめるとともに、選択した施策・取組みについて、あなたが考える課題とその対応策を、簡潔に説明してください。

なお、説明の補助資料として、以下の要素を盛り込み、課題シートを作成してください。

1. 選択した施策・取組
2. 施策・取組を取り巻く社会的な背景（状況）
3. 施策・取組の目的・内容・効果
4. 施策・取組に関する課題
5. 課題への対応策

（発表5分、質疑10分）

課題シートは、11月14日（金）午後2時から11月24日（月）正午までに提出してください。

土木（「造園分野」を含む。）・建築・機械・電気（社会人等【秋季試験】）**1 第2次試験〔専門試験（口述式）〕課題の作成及び提出について【11月24日（月）正午締切】**

10/24（金）午後2時頃に、大阪府採用試験案内ホームページにて、第2次試験の専門試験（口述式）課題分析・提案試験の課題を公表しました。

下記のとおり、必ず提出期間内に提出してください。

- (1) URL : ○専門試験課題公表 URL（大阪府採用案内ホームページ）：
https://www.pref.osaka.lg.jp/o210010/jinji-i/saiyo/07staki_2ndkadai.html
- (2) 提出期間：令和7年11月14日（金）午後2時から11月24日（月）正午まで
※11月24日（月）正午までに提出しない場合、第2次試験を受験できません。
- (3) 提出方法：・大阪府職員採用案内ホームページから提出フォームによりご提出ください。
・入力いただいた課題シートは、後日、人事委員会事務局より交付物として発行します。各自ダウンロードし、ご自身用として試験当日に持参してください。
○課題提出先 URL（大阪府行政オンラインシステム）：
<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/10a048bb-ee80-43d4-b59d-c2ff9530d200/start>
- (4) (3)の方法で提出できない場合は、大阪府人事委員会（平日の午前9時から午後6時まではTEL：06-6210-9925 へ。それ以外の時間帯はMAIL：jini-jimukyoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）まで連絡してください。提出期間終了後に連絡があった場合は受け付けませんので、必ず提出期間が終了するまでに連絡してください。

2 第2次試験 専門試験（口述式）について**○語句等説明試験について**

- (1) 語句等説明試験は10分程度です。当日提示する複数の語句の中から3語選択し、語句の意味について説明していただきます。

○課題分析・提案試験について

- (1) 課題分析・提案試験は20分程度です。課題シートを用いながら5分以内で発表し、その後10分程度の質疑応答を行います。なお、課題シートの作成及び発表は、日本語とします。
- (2) 提出された課題シートそのものの見栄えは採点の対象となりません。
- (3) 課題シートの内容については、これまでの勤務経歴上、受験者が**守秘義務**を負う場合はこれに反することがないように、留意して作成してください。
- (4) 発表された情報等を採用試験以外の目的に使用することはありません。
- (5) 課題に関する問合せには一切お答えできません。

3 その他の注意事項

- (1) 課題分析・提案試験で試験室に持ち込みができるのは、事前に提出いただいた課題シートの写し（交付物として発行後にダウンロードしたもの）と手持ちメモ（A4一枚、両面可）のみです。
- (2) 試験当日、会場には受験者用の課題シートは用意していません。必ず課題シートの写しを保管の上、第2次試験当日にご自身でお持ちください。
- (3) 試験時は課題シート（書き込み可）と手持ちメモ（A4一枚、両面可）を見ながら発表しても構いません。
- (4) 時計（ストップウォッチも可）は各自お持ちください。ただし、試験時間中は時計機能を含む携帯電話・スマートフォンや通信機能・計算機能を備えたウェアラブル端末（スマートウォッチ等）等電子機器の使用は禁止します。